

2020年度

玉川村新型コロナウイルス感染症経済対策

雇用維持支援事業

玉川村では、新型コロナウイルスの影響により、経済活動が停滞し、事業活動の縮小を余儀なくされている村内に立地する事業者に対し、経営の持続、労働者の雇用維持等を支援するため『玉川村新型コロナウイルス感染症経済対策雇用維持支援事業補助金』を予算の範囲内で交付します。

補助金額

補助対象従業員

1人あたり

20,000円

補助します！！

対象事業者

- ① 令和2年9月1日現在において、村内に立地し、事業を営んでいる事業者。
- ② 事業者が直接雇用し、雇用保険被保険者の資格を有する村内に勤務する従業員（以下「補助対象従業員」という。）を5名以上雇用する事業者であること。
- ③ 政治・経済・文化団体、宗教、国家公務、地方公務でない事業者。
- ④ 交付申請までに納期の到来している村税等を完納している事業者。
- ⑤ 玉川村暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しない事業者。
- ⑥ 従業員の雇用をできる限り継続する事業者。

申請書提出先・提出方法

- 提出期限 令和2年10月末日まで
- 提出先 玉川村産業振興課
- 提出方法 申請書類に必要書類を添付し申請（郵送可）
【郵送先 玉川村産業振興課商工観光係 〒963-6392 玉川村大字小高字中畷9】
- 申請等の各書式は玉川村のホームページからダウンロードできます。

玉川村産業振興課

検索

お問い合わせ先 玉川村産業振興課 TEL0247-57-4629 FAX0247-57-3952
<http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/>

補助金交付申請に必要な書類

● 交付申請兼実績報告書

玉川村新型コロナウイルス経済対策雇用維持支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
(様式第1号)

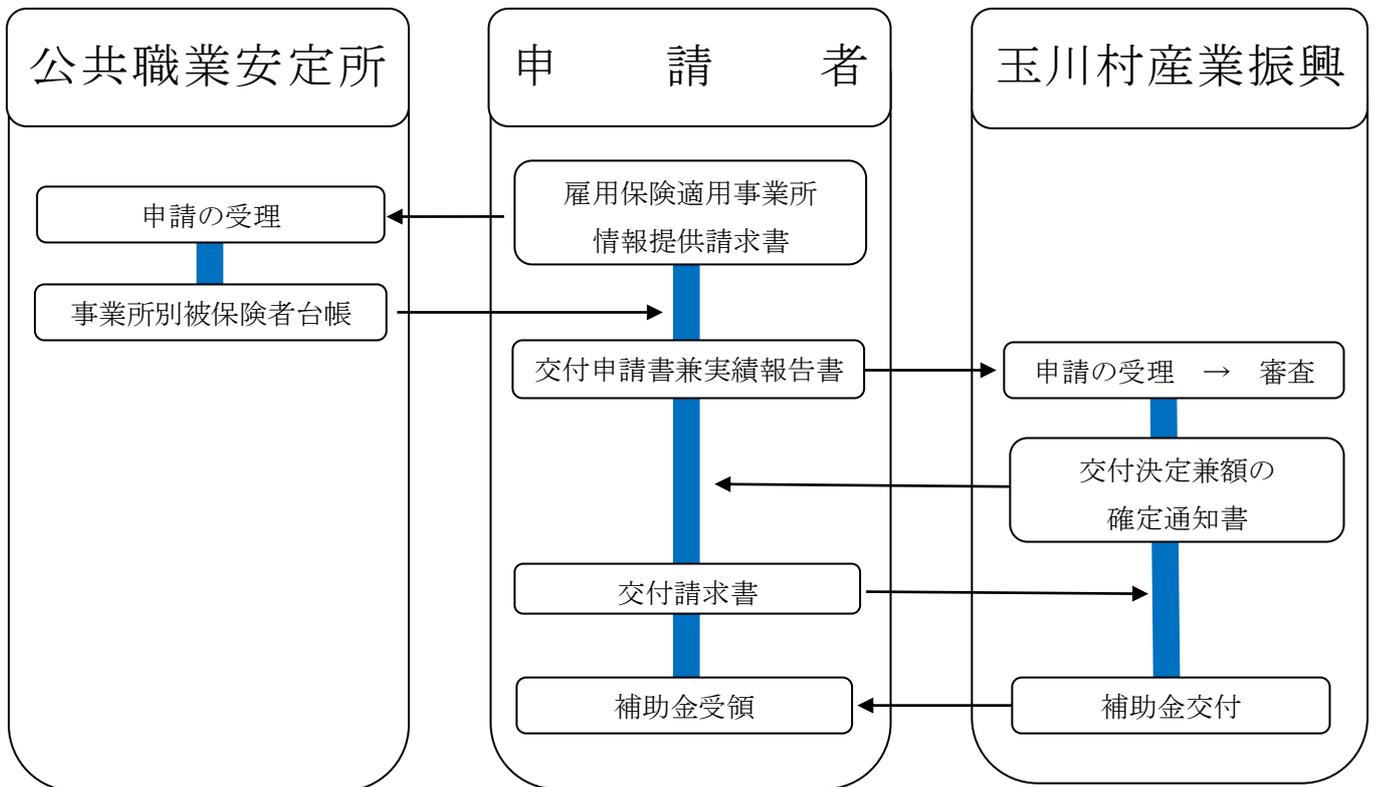
添付書類

- ① 事業所別被保険者台帳※1
※10月末日までに公共職業安定所より発行されたもの
- ② その他、村長が必要と認める資料

● 交付請求書（交付決定兼額の確定通知後速やかに提出）

玉川村新型コロナウイルス経済対策雇用維持支援事業補助金交付請求書
(様式第3号)

補助事業申請フロー図



※1 事業所別被保険者台帳は、「雇用保険適用事業所情報提供請求書」により最寄りの公共職業安定所より発行されるものであり、請求日時時点で雇用保険に加入している従業員が記載されております。

本台帳は、本制度の対象となる従業員を確認するために必ず必要となる書類となります。

また、交付条件において、村内に勤務する従業員となっておりますので、それ以外の従業員が台帳に含まれる場合は、対象となる従業員、対象とならない従業員が確認できるように明示したうえでご提出ください。